

第1編 総論

第1章 計画の策定

1 計画の策定の背景

現代に生きる私たちには、産業や経済活動を発展させながら、限りある資源と豊かな地球環境を次の世代に引き継ぐことが求められています。このため、地球温暖化への対応や自然との共生を図りながら、市民一人ひとりができるだけごみを減らすとともに、ごみとなったものも資源として循環利用する社会を実現していくことが必要です。

札幌市では、平成20年3月「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を目標に掲げ、平成29年度までの10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定しました。

同計画では、家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を始めとする様々な施策を実施し、市民の協力によって、大幅にごみの減量・リサイクルが進み、清掃工場1か所の廃止や埋立地の延命化を進めることができました。

また、平成26年3月には、更なるごみの減量・リサイクルに向けて同計画を改定し、紙類・容器包装プラスチックの適正排出や生ごみの減量・リサイクルについて重点的に取組を進め、高いレベルでごみ減量・リサイクルを維持しています。

この間、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」（→P3のコラム1参照）が採択され、環境や資源・廃棄物問題を含む取組の新たな目標が示されました。また、国においては「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、3R（→P4のコラム2参照）のうちリサイクルよりも優先的に行うべき2R（リデュース・リユース）の取組をより一層進めることが示されました。更に、平成28年1月に改定された「廃棄物処理基本方針」では、災害廃棄物対策の必要性についても新たに示されたところです。

また、札幌市においては、平成25年3月に策定した新たなまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「循環型社会の構築」を目指し、市民・事業者・行政の連携による取組を一層推進することを掲げています。

一方、今後の社会を見据えると、目前に控えた人口減少と急速に進行する高齢化への対応が課題となっています。次の世代により良い環境を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえつつ、市民のニーズや生活スタイルなどの変化に対応しながら、ごみ減量・リサイクルの取組を進めていく必要があります。

このような背景から、平成27年12月、第8期札幌市廃棄物減量等推進審議会（設置期間：平成27年12月～平成29年12月）に対し、札幌市や国の動向、今後の社会情勢を見据えた次期計画の方向性について諮問したところです。

同審議会では、今後のごみ減量・リサイクルに取り組むべき方向性として、改めて

3 Rの取組推進の重要性を認識し「3 Rの更なる推進」や「超高齢社会への対応」、「事業ごみの減量に向けた取組推進」等の提言を盛り込んだ「次期札幌市一般廃棄物処理基本計画の方向性について（答申）」を平成 29 年 7 月にとりまとめました。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、世界や国の動向、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などを踏まえ、「環境首都・札幌」を目指して更なるごみの減量・リサイクルに取り組んでいくため、このたび、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

コラム1 国連で採択された世界の新しい目標「持続可能な開発目標(SDGs)」

平成 27 年 9 月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030 年までに目指すべき 17 の目標を定めた「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が新しい世界の目標として採択されました。

17 の目標のうち、目標 12 において食品廃棄物の削減や 3 R (→コラム 2 参照) の促進などが掲げられています。

目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する

- 全ての国が持続可能な消費と生産を行うための対策を進めること
- 一人当たりの食品廃棄物を世界全体で半分に減らすこと
- 化学物質が大気・水・土壌に流れ出すことを食い止めること
- 3 R を促進すること など

※外務省仮訳「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を要約

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



コラム2 3R(さんアール、スリーアール)とは

3 Rは、①発生・排出抑制（リデュース（Reduce）：減らす）、②再使用（リユース（Reuse）：繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル（Recycle）：資源化する）の3つの頭文字をとったものです。

平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法において3 Rの考え方と①リデュース、②リユース、③リサイクルの優先順位が明文化されました。

①リデュースが最優先されるのは、集めて再利用する過程がなく、その分の環境負荷を減らすことができるためです。また、②リユースが③リサイクルより優先されるのは、素材を分離して原料に戻し、再び製品に加工するプロセスを省くことができるためです。*

なお、3 Rのうち優先順位の高い①リデュース、②リユースをあわせて2R（にアール、ツーアール）と呼びます。



※3R・低炭素社会検定実行委員会「3R・低炭素社会検定 公式テキスト 第2版」
(ミネルヴァ書房、2014、P79 を要約)

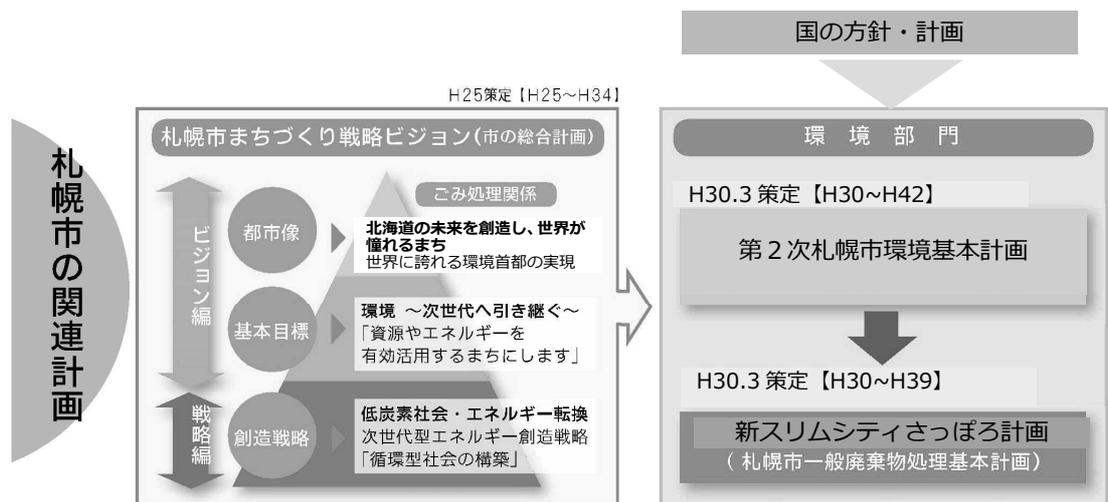
2 計画期間

本計画では、平成 30 年度から 10 年間を計画期間として、計画の目標年度を平成 39 年度とします。

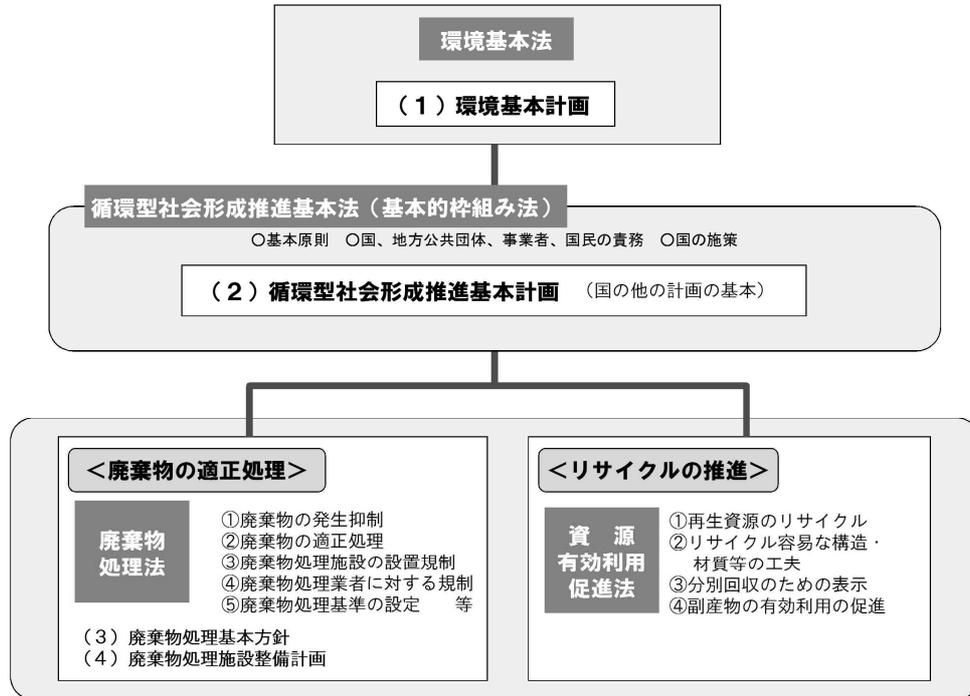
3 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づいて策定するもので、国の方針や関連法令、計画（→P6 のコラム 3 参照）を踏まえつつ、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や環境分野の全体計画である「第 2 次札幌市環境基本計画」との整合を図り、長期的・総合的な視点から廃棄物部門の個別計画として方針、目標及び施策を提示するものです。

新スリムシティさっぽろ計画の位置付け



コラム3 廃棄物関連法令の法体系



個別物品の特性に応じた規制

容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	建設 リサイクル法	自動車 リサイクル法	小型家電 リサイクル法
<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装の市町村による収集 ○容器包装の製造・利用者による再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃家電を小売店が消費者より引き取り ○製造業者等による再商品化 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品廃棄物等の発生抑制 ○食品の製造・加工・販売業者による食品廃棄物の再生利用等 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事受注者が建設物を解体 ○工事受注者による建設廃材等の再資源化 	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業者等によるシュレッダーダスト等の引取り・再資源化 ○関連業者等による使用済自動車の引取り・引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済小型電子機器等の再資源化 ○主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定

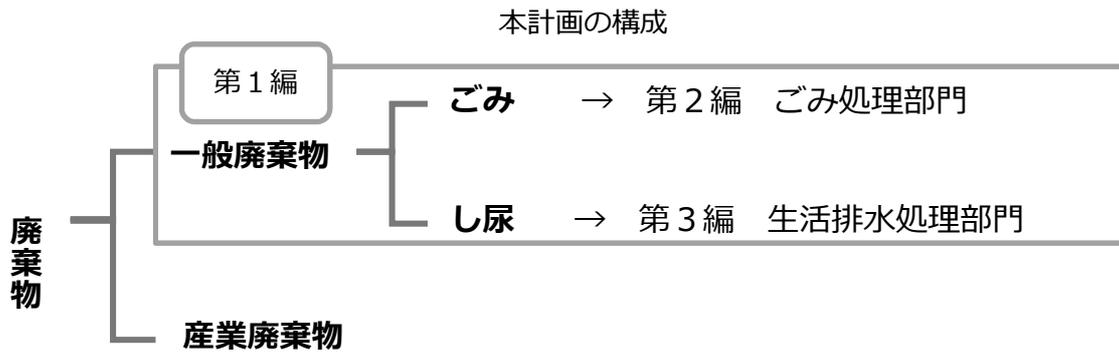
グリーン購入法 [国等が率先して再生品などの調達を推進]

(出典) 環境省資料をもとに札幌市環境局作成

4 本計画の構成

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、本計画は一般廃棄物に対する計画です。

一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられますが、これらは取組が異なることから、本計画では第2編をごみ処理部門、第3編を生活排水処理部門とに分けて計画します。



5 計画の進行管理

本計画で掲げる高い目標を達成するため、計画に掲げる施策（Plan）を確実に実行し（Do）、達成に向けた進捗よく状況を評価し（Check）、必要な見直しを実施する（Act）、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を毎年度行います。

進行管理を行うに当たっては、市民・事業者に対して積極的な情報提供・行動喚起を行うとともに、評価においては、その時々課題や市民・事業者の取組成果等を分かりやすく示すことで、市民・事業者の更なる取組につなげていきます。

また、各施策の実施段階においてもPDCAサイクルによる管理を行い、効果的かつ効率的に施策を実施していきます。

計画の進行管理

